

被扶養者認定に必要な提出書類一覧表

必要書類 被保険者との続柄		原本を提出		全てコピー可										備考	
		被扶養者異動届	被扶養者調書	住民票(注1)	非課税証明書 または所得証明書	※労働条件通知書等 3か月分 ※通知書がない場合は給与明細直	退職関係書類(注2)	在学証明書 または学生証の写	配偶者の源泉徴収票または 給与明細直近3か月分	戸籍謄本	婚姻証明	別居による送金証明 直近1か月分	年金通知書		
配偶者	無職	○	○		○									備考1 婚姻による扶養追加の場合は提出 △備考1 △注3 △注4	
	無職(1年以内に退職または廃業)	○	○				注2								
	就労中	○	○			○									
内縁の配偶者	無職	○	○ 備考2	○	○							同居 必須	△注4	備考2 被扶養者調書⑦の記入必須 (父母など他に内縁の配偶者を扶養できる方がいないか確認) 備考3 戸籍謄本は被保険者と認定対象者の双方を提出 (重婚確認のため)	
	無職(1年以内に退職または廃業)	○		○	○			○			○				備考3
	就労中	○		○	○										
子	18歳未満	○											△注3 △注4	備考4 一人親の場合は、配偶者の源泉徴収の代わりに、住民票<注1>の提出と被扶養者調書①⑨⑩を記入 備考5 収入がある場合提出 備考6 養子縁組の成立による申請の場合は提出 ☆ 離婚による付け替え申請は、離婚日を証明できる書類の提出と被扶養者調書①⑨⑩の記入必須	
	18歳以上で学生	○	○												
	18歳以上で就労中	○	○												
	18歳以上で無職	○	○		○										
	18歳以上で無職 (1年以内に退職または廃業)	○	○					注2							
父母・ 祖父母 (血族)	無職	○	○ 備考7	○	○							○	△注4	備考7 被扶養者調書⑦⑧の記入必須 ☆ 認定対象者と同居している者全員の収入証明(課税証明書、年金通知書等)を提出	
	無職(1年以内に退職または廃業)	○		○	○			注2							
	就労中	○		○	○										
兄弟姉妹・孫 (血族)	学生	○	○ 備考7	○								○	△注4	備考5 収入がある場合提出 備考7 被扶養者調書⑦⑧の記入必須	
	無職	○		○	○										
	無職(1年以内に退職または廃業)	○		○	○			注2							
	就労中	○		○	○										
上記以外 の親族	学生	○	○ 備考7	○								同居 必須	△注4	備考5 収入がある場合提出 備考7 被扶養者調書⑦⑧の記入必須	
	無職	○		○	○										
	無職(1年以内に退職または廃業)	○		○	○			注2							
	就労中	○		○	○										

〈注1〉続柄記載がある世帯全員分の住民票を提出してください。(省略可の項目:個人番号(マイナンバー)、住民票コード、本籍)

〈注2〉1年以内に退職または自営業を廃業した人の申請するときは該当する資料を提出してください。

A 失業給付受給予定、待機期間中	離職票(1・2)(写) または 退職証明書(写) または 雇用保険受給資格者証(両面の写)
B 失業給付を受給しない	離職票(1・2)(写) または 退職証明書(写)
C 失業給付の受給を終了した	支給終了印のある雇用保険受給資格者証(両面の写)
D 受給期間を延長する	受給期間延長受理印のある離職票(写) または 受給期間延長通知書(写)
E 雇用保険が適用されない	雇用保険未加入である旨が記載の退職証明書(写) または 雇用保険料が控除されていないことが分かる給与明細(写)三か月分と退職日が分かる書類(写)
F 自営業廃業	個人事業の廃業(休業)届出書(写)

〈注3〉単身赴任・長期出張・進学・里帰り出産・介護・入院による別居は同居扱いとなり、送金が免除されます。

上記以外の理由による別居や施設入居者の場合は、送金証明直近1か月分が必要です。

事実上同居しているも住民票が別の場合は別居扱いとします。

〈注4〉年金を受給している場合、提出が必要です。(老齢年金、障害年金、遺族年金、企業年金、個人年金)

〈注5〉認定対象者が外国人の場合は、上記書類に加え、住民票、在留カード、収入証明を添付してください。

〈注6〉添付書類が外国語の場合、日本語に翻訳し、翻訳者の署名をしてください。

〈注7〉自営業者の場合は、課税証明書、確定申告書、収支内訳書を提出(全てコピー可)。

被扶養者申請にあたっての留意点

認定対象者との関係・収入状況によっては、左記、上記以外の追加書類や申立書の提出を求める場合があります。

被扶養者は、健康保険組合で審査を行い決定いたしますので、必ず認定されるものではありません。

また、認定後も扶養事実確認のための調査(検認)を実施しています。